

受験生・保護者の皆様へ

## 入学金・授業料などの振込みにあたって

入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、

本人確認書類をご用意ください！

(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)



※ただし、コンビニエンスストアから振込みされる場合には、必要ありません。

- 平成19年1月4日から、本人確認手續に関する法令の改正\*により、金融機関において10万円を超える現金\*\*の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となります（ATMでは10万円を超える現金の振込みができません）。
- 10万円を超える入学金・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、振込み手續を行う方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

\* マナー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。  
\*\* 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。（口座開設の際に本人確認の手續が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となる場合があります。）

◆本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができませんので、ご注意ください。

◆保護者などが、振込名義人（受験生・入学者など）に代わって振込みの手續を行う場合には、金融機関では、振込の目的（入学金・授業料などであること）をお尋ねすることがあります。

◆詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせ下さい。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/>



学校法人船田教育会